

第 5 号

(12月11日)

令和5年 熊本県議会12月定例会会議録

第5号

令和5年12月11日(月曜日)

議事日程 第5号

令和5年12月11日(月曜日)午前10時開議

- 第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)
- 第2 議案等に対する質疑(第1号から第47号まで)
- 第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第47号まで)
- 第4 請願の委員会付託
- 第5 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問(議案に対する質疑並びに県の一般事務について)
- 日程第2 議案等に対する質疑(第1号から第47号まで)
- 知事提出議案の上程(第48号から第56号まで)
質疑
- 日程第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第56号まで)
- 日程第4 請願の委員会付託
- 知事提出議案の上程(第57号)
- 日程第5 休会の件

出席議員氏名(48人)

星野愛斗君
高井千歳さん
住永栄一郎君
亀田英雄君
幸村香代子君

杉 嵐 ミカ さん
立 山 大二朗 君
斎 藤 陽 子 さん
堤 泰 之 君
南 部 隼 平 君
本 田 雄 三 君
岩 田 智 子 君
前 田 敬 介 君
坂 梨 剛 昭 君
荒 川 知 章 君
城 戸 淳 君
西 村 尚 武 君
池 永 幸 生 君
竹 崎 和 虎 君
吉 田 孝 平 君
中 村 亮 彦 君
高 島 和 男 君
末 松 直 洋 君
前 田 憲 秀 君
松 村 秀 逸 君
岩 本 浩 治 君
西 山 宗 孝 君
河 津 修 司 君
楠 本 千 秋 君
橋 口 海 平 君
増 永 慎一郎 君
高 木 健 次 君
高 野 洋 介 君
内 野 幸 喜 君
山 口 裕 君
岩 中 伸 司 君
城 下 広 作 君

西 聖 一 君
 鎌 田 聡 君
 淵 上 陽 一 君
 坂 田 孝 志 君
 溝 口 幸 治 君
 池 田 和 貴 君
 吉 永 和 世 君
 松 田 三 郎 君
 藤 川 隆 夫 君
 岩 下 栄 一 君
 前 川 收 君

欠席議員氏名(1人)

緒 方 勇 二 君

説明のため出席した者の職氏名

知 事 蒲 島 郁 夫 君
 副 知 事 田 嶋 徹 君
 副 知 事 木 村 敬 君
 知事公室長 内 田 清 之 君
 総 務 部 長 平 井 宏 英 君
 企画振興部長 富 永 隼 行 君
 理 事 小 金 丸 健 君
 企画振興部
 球磨川流域
 復興局長 府 高 隆 君
 健康福祉部長 沼 川 敦 彦 君
 環境生活部長 小 原 雅 之 君
 商工労働部長 三 輪 孝 之 君
 観光戦略部長 原 山 明 博 君
 農林水産部長 千 田 真 寿 君
 土 木 部 長 亀 崎 直 隆 君
 会計管理者 野 尾 晴 一 朗 君
 企 業 局 長 竹 田 尚 史 君
 病 院 事 業 者
 管 理 者 竹 内 信 義 君
 教 育 長 白 石 伸 一 君
 警 察 本 部 長 宮 内 彰 久 君

人事委員会 出 田 孝 一 君
 委員 長
 監 査 委 員 藤 井 一 恵 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 波 村 多 門
 事 務 局 次 長 村 田 竜 二
 兼 総 務 課 長
 議 事 課 長 富 田 博 英
 審 議 員 兼 濱 田 浩 史
 議 事 課 長 補 佐

午前10時開議

○議長(淵上陽一君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長(淵上陽一君) 日程に従いまして、日程第1、8日に引き続き一般質問を行います。

斎藤陽子さん。

〔斎藤陽子さん登壇〕(拍手)

○斎藤陽子さん 皆様、おはようございます。菊池郡選出・自由民主党の斎藤陽子でございます。これまで議員としての経験もない私が、今回、県議会議員として初めて一般質問をさせていただきます。不慣れな中、お聞き苦しい点もあるかと思いますが、精いっぱい努めてまいりますので、最後までどうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

新大空港構想の交通ネットワークについて質問させていただきます。

これまで、阿蘇くまもと空港を創造的復興のシンボルと位置づけ進められてきた大空港構想ですが、このたび、新たに新大空港構想が発表されました。

現在、県内の各所で事業の拡大や新規企業の進出などが進む中、空港機能のさらなる強化と企業

集積に伴うまちづくりに取り組むとのことで、大変期待をしています。

先日、県議会の高速交通ネットワーク特別委員会において、台湾に実際に視察に行かせていただきました。

現在、熊本空港と台湾を結ぶ飛行機を就航しているスターラックス社とチャイナエアラインにおいて、現状を聞かせていただいたところ、熊本―台北線の現在の利用率は80%から90%で、とても人気がある路線であるとのこと。利用者のうちの約7割が観光で、3割がビジネスとなっております。観光目的で多くの方に利用していただいている現状です。さらに、観光に加え、ゴルフやスポーツ、物流などの新たなニーズにも期待を寄せる声をいただいた一方で、熊本空港に到着してからの交通アクセスの問題、また、県内につながるアクセスの改善を求める御意見をいただきました。

12月3日から、チャイナエアラインでは、週2往復から週4往復に増便されており、チャイナエアライン、スターラックス航空と合わせて、熊本―台北線は週に11往復となりました。

今後、2024年12月には、TSMC第1工場の稼働開始、関連企業の進出、ホテルも複数開業が予定されており、空港周辺ではますますの混雑が予想されます。

現状において、既に空港周辺では、交通渋滞、駐車場不足、タクシー不足など、課題が山積しており、空港を中心とした交通ネットワークの充実には、早急に取り組んでいかなければならないと考えます。

空港の利用者は、ビジネス、観光、そのほか様々な目的であり、多様なニーズに対応できる交通ネットワークの充実を早急を実現していくことで、空港機能の強化を図ることや地域のにぎわいづくりにも直結していくものと考えます。

そこで質問です。

新大空港構想の中でも最も重要である観光も含めた交通ネットワークの構築をどのようにして実現していかれるのか、企画振興部長にお尋ねいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) 今後、県内で増加が見込まれるインバウンドやTSMC進出に伴うビジネス客への対応のためには、議員御指摘のとおり、空港を中心とした交通ネットワークを充実させる必要があると認識しています。

特に、自家用車を使用しない観光客等の移動手段確保のため、公共交通の充実を図ることが重要です。

現在、阿蘇くまもと空港と熊本市中心部のアクセス手段として、空港リムジンバスが運行されています。利用者の増に伴う増便や特別快速便の運行など、空港へのアクセスの利便性向上を図る取組を進めております。

また、JR豊肥本線と連携したアクセス手段として、県では、町や空港運営会社等とともに、肥後大津駅と阿蘇くまもと空港を無料で結ぶ空港ライナーを運行しています。今年度は、月平均1万人を超える方に利用いただき、自家用車によらない空港アクセス手段の一つとして定着しています。

一方で、空港から県内各地の観光地へのアクセスについては、阿蘇などの主要な観光地へ、バスなどの公共交通によるアクセス手段はあるものの、観光客の多様な移動ニーズに対応するためには、さらなる充実が必要と考えております。

そのために、引き続き、運転士不足などの交通事業者が抱える課題の解決を後押しし、公共交通で観光地を周遊できる環境など、持続可能な公共交通の構築を目指した取組を推進してまいりま

す。

現在の九州の他空港の状況を見ますと、地下鉄を軸としている福岡空港、高速道路に隣接する鹿児島空港など、空港へのアクセスにはそれぞれの特徴があると考えています。

阿蘇くまもと空港は、九州の中心に位置し、市街地と観光地の両方に直接アクセスが可能な利点を生かし、自動車と公共交通のベストミックスにより、その利便性を高め、九州のセントラル空港としての拠点性を強化することが重要です。

県としては、空港アクセス鉄道や道路交通網の整備と併せ、既存の公共交通の機能強化を図り、様々なニーズに対応した多様な交通手段の選択が可能となる交通ネットワークづくりを目指してまいります。

〔斎藤陽子さん登壇〕

○斎藤陽子さん 企画振興部長より、空港を中心とした交通ネットワークの充実は大きな課題であり、利便性の高い九州のセントラル空港としての拠点性が重要であるという御認識の下、多様なニーズに対応できる交通ネットワークづくりを目指すとの御答弁をいただきました。

先日、蒲島知事は、高木議員からの空港アクセスの質問に対し、より具体的な阿蘇くまもと空港周辺の未来像を語られました。私も議場から知事のお言葉を聞いており、頭の中で想像しながら、わくわくした気持ちで聞いておりました。

熊本の空の玄関である阿蘇くまもと空港、その周辺の未来像については、地域の皆様のみならず、県民の皆様が最も注目する熊本の未来像であると思います。空港を中心とし、ビジネス、観光、通学、生活など、多様なニーズに対応する交通ネットワークの構築は、空港を利用する皆様はもとより、県民の皆様の生活の質の向上や県経済の活性化にも貢献するものだと考えます。

しかし、新大空港構想の実現には時間を要します。長期的取組を進める上でも、常に変化している細かい課題にもしっかりと向き合っていただきたいと思います。

質問でも申し上げましたが、大津町では、新規ホテルの建設が複数予定されております。例えば、インターネットの宿泊予約サイトで宿泊地を選ぶために検索しようとする、大津町、菊陽町、益城町などは、検索エリアが不明瞭で分かりにくく、空港からの交通アクセス手段も、便利とはとても思えないような案内となっています。

ぜひ、空港利用者の視点、これから熊本にお越しになる皆様の視点、空港周辺や熊本県内でお客をお迎えしようと準備をしてくださっている皆様の視点で、幅広い意味での交通ネットワークづくりに期待を申し上げたいと思います。企画振興部長、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

地下水保全について御質問いたします。

先日、TSMCが熊本県内に3つ目の工場建設を検討していることがニュースになりました。

この第3工場は、最先端の半導体の生産を視野に入れておられるとのことで、これらの半導体産業の集積が進めば、今後、さらに多くの関連企業が、菊池郡周辺、さらには県内全体に進出することが予想されます。

100年に1度とも言われているこのビッグチャンスである一方、県民の多くの皆様が心配をし、関心を寄せているのが、地下水保全、環境保全の問題であります。

県内では、井戸水から発がん性のおそれが指摘されるPFOS及びPFOAなどの有機フッ素化合物が検出され、住民に不安が広がっているという報道もあっています。地表からの浸透だけではなく、地下の水脈を通じて広がる可能性もあるよ

うですが、県民の安全、安心のためには、河川水や地下水を対象とした定期的な水質調査がこれから必要不可欠と思われま

す。このような中、減少が心配される地下水を地域ぐるみで育もうと、大津町では新たに、冬場の田んぼに水を張って地下水を蓄える冬期湛水に取り組む活動も始まりました。

農業を守り、水を守るという認識の下、これまで以上に地下水保全、環境保全に取り組んでいかなければならないという地域の取組は、非常に意義深いものがあります。

地下水保全の観点から、安全な水質の問題、それから地下水の量の問題、共に注意深く監視を続けることが必要と考えます。

そこで質問です。

地下水保全、環境保全の必要性がより一層高まる中で、熊本の地下水を守り生かすためには、新たな地下水の涵養に取り組み、涵養量と採取量を調整することが重要だと思われま

すが、今後どのようにして涵養を促し、涵養量を増大させていくのか、お尋ねします。また、仮に水質が基準値を外れた場合に、具体的にどのように対応されるのか。

以上、環境生活部長にお尋ねいたします。

〔環境生活部長小原雅之君登壇〕

○環境生活部長(小原雅之君) まず、地下水涵養への県の取組についてお答えいたします。

熊本地域の地下水は、地下水をたたえる地域特有の地質と農業の営みなどによって育まれてきました。

平成16年度からは、地下水を保全するため、白川中流域等で人工的な地下水涵養が開始されましたが、田んぼに水を張る湛水事業には、地元の団体や農家の協力が不可欠です。

そのため、J A S Mの取水量に見合う地下水涵

養の実現に向け、本年5月に、J A S M、県、菊陽町、水田湛水に取り組む2団体で、地下水涵養の推進に関する協定を締結いたしました。

現在、この協定を基に、地下水涵養を行う面積や期間の拡大、稲作の生産拡大などについて、農業団体や地元の農家を交えて検討を重ねています。

その成果の一つとして、大津町瀬田地区において、冬期湛水事業が11月から開始されました。水を通しやすい水田が広がる白川中流域においては初めての取組であり、年間100万トンを超える涵養が実現される見通しです。

この瀬田地区の冬期湛水事業をモデルとして、課題や対策を地元の方々と共有し、さらに、他の地区にも涵養の取組が広がるよう、関係者と連携し、取り組んでまいります。

さらに、工業用地や宅地等における雨水浸透ますや雨庭、浸透性の調整池の設置など、様々な対策を検討し、涵養量の増大を図ってまいります。

次に、水質が基準を超える場合の対応についてお答えいたします。

地下水の水質が法令で定める環境基準を超過した場合は、市町村と連携し、住民に飲用を控えるよう周知徹底を図るとともに、必要に応じ、汚染範囲を把握するための追加調査を速やかに行います。

また、有機フッ素化合物であるP F O S及びP F O Aについては、その健康影響が十分把握されていないため、国において、暫定的な指針値50ナノグラム・パー・リットルが定められています。この指針値を超える場合は、国の手引に沿った同様の対応を速やかに行います。

これらに加えて、規制外の金属類や化学物質についても、8月から水質に関する環境モニタリングを実施しています。このことにより、新たな工

し、スポーツを活用して自然災害やコロナ禍で落ち込んだ経済を回復させ、地域振興につなげるため、熊本県スポーツツーリズム推進戦略、くまもつと旅×スポーツ推進戦略が策定されました。

さらに、令和4年1月17日、スポーツを通じた観光や交流人口の拡大を推進する官民組織として、くまもつと旅スポコミッションを設立し、熊本の雄大な自然、温泉や豊かな食などの観光資源と各地で実施されている様々なスポーツの取組などを組み合わせた観光色の強いスポーツツーリズムを推進し、計画の実現に向けて取り組んでおられます。

このような中、皆様御承知のとおり、本年7月15日に、リポビタンDチャレンジカップ2023日本代表対オールブラックス・フィフティーン戦、10月には、第1回マイナビツール・ド・九州2023が阿蘇地域で開催されました。また、11月には、世界バドミントン連盟の国際大会、スーパー500、熊本マスターズジャパンが開催されるなど、まさしくラグビーワールドカップ日本大会開催等におけるレガシーの持続的な継承に取り組まれており、今後のスポーツコミッションのさらなる活性化を期待するところでもあります。

そこで質問です。

熊本県スポーツツーリズム推進戦略、くまもつと旅×スポーツ推進戦略は、本年度までの計画となっておりますが、これまでの3年間の戦略の成果と課題についてどのように考えておられるのか、観光戦略部長にお尋ねいたします。

〔観光戦略部長原山明博君登壇〕

○観光戦略部長(原山明博君) スポーツツーリズム推進戦略の成果と課題についてお答えします。

県では、令和3年11月に策定したスポーツツーリズム推進戦略において、集客力のある大規模スポーツ大会の誘致、体験型プログラムの開発、地

域スポーツの掘り起こしを基本方針に掲げ、これまで様々な取組を進めてまいりました。

この推進戦略の策定時はコロナ禍でありましたが、ポストコロナを見据え、まず、大規模スポーツ大会の誘致に積極的に取り組みました。

その結果、議員御紹介のとおり、本年7月のラグビー日本代表国際試合、10月のツール・ド・九州、そして11月の国際バドミントン大会、熊本マスターズジャパンと、3つの国際スポーツ大会を誘致し、開催を実現することができました。

これらの大会は、選手たちの一流のプレーが多く、多くの県民に感動と勇気を与えるとともに、国内外から合わせて約6万人の観戦者が訪れ、宿泊や飲食、交通など、県内に経済効果をもたらしました。また、おおむね円滑な運営ができたことで、今後の大会誘致に向けての自信にもつながりました。

国際スポーツ大会の開催は、この推進戦略における最も大きな成果と考えています。

また、体験型プログラムの開発では、地域の観光協会やガイドなどと連携し、南阿蘇村の農村を巡るサイクリング商品や球磨川でSUPとテントサウナを楽しむ商品などの開発を進め、ウェブサイトなどで販売を開始しました。

さらに、地域スポーツの掘り起こしでは、市町村や地域のスポーツコミッションとスポーツ合宿誘致等に向けた意見交換を行うとともに、県内各地域で開催されるスポーツ大会やイベント、スポーツ施設等の情報を取りまとめ、ホームページ等で広く発信しました。

一方、主な課題としては、大規模大会向けに造成した観戦ツアーや体験型プログラム商品の販売実績が少ないこと、地域のスポーツ大会等を訪れた選手や観戦者が観光周遊等も楽しめる受入れ体制が十分でないことなどが挙げられます。

このため、旅行会社や市町村、地域のスポーツコミッションなど、関係機関と協議、検討を進め、地域経済への波及効果が一層高まるよう取組を進めてまいります。

今後とも、本県の強みである雄大な自然や温泉、食などを生かした熊本らしいスポーツツーリズムの確立を目指してまいります。

[斎藤陽子さん登壇]

○斎藤陽子さん 観光戦略部長より御答弁をいただきました。

平成27年にスポーツ庁が設立され、第2期スポーツ基本計画においては、2021年度までに、全国に170か所地域にスポーツコミッションを立ち上げることが目標に掲げられました。

この国の方向性に合わせて、第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略及びようこそくまもと観光立県推進計画を踏まえるとともに、第2期熊本県スポーツ推進計画と連携を図り、スポーツによる地域活性化を目指し、このスポーツツーリズム推進戦略が作成されたものと思います。

部長に御答弁をいただいた大規模スポーツの誘致、体験型プログラムの開発、地域スポーツの掘り起こし、この3つの基本方針にて取り組まれてこられた成果は、これまでテレビの中の遠い存在であったスポーツ国際大会を、県民の皆様、特に子供たちが間近でトップスポーツに触れるよい機会となり、併せて大きな経済効果につながったものと思います。

一方で、課題についてですが、大会誘致、プログラム開発、地域スポーツの掘り起こしの3つの柱に加えていただきたいのが、マネジメント、ディレクション機能です。

大会の企画、運営だけではなく、観客動員、宿泊、食事、交通、観光、そして災害などのリスクマネジメントや誘致活動も含め、総括して全体の

進行管理を行う機能が必要であると考えます。

現状では、各サービスのそれぞれに担当窓口があるため、受益者がなかなか必要な情報やサービスにたどり着いていない現状もあるかと思えます。

菊陽町には、新しい体育館もでき、合志市、益城町、西原村、大津町と県民運動公園周辺地域には、体育館などのスポーツ施設が充実しています。ディレクション業務が機能することで、各地域資源を活用した取組も可能であり、そのディレクション機能こそが、官民組織のくまもつと旅スポコミッションと言えるのではないのでしょうか。

将来実現するであろうスタジアムやアリーナを持続的に運営していくためにも、ディレクション機能の充実についても、ぜひ御検討いただくようお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

誰一人取り残さない熊本の教育環境の実現について質問をさせていただきます。

誰一人取り残さない熊本の教育環境の実現という視点で、まず最初に、不登校問題について質問いたします。

2016年の熊本地震、2020年からの新型コロナウイルス感染拡大というこれまで誰もが経験したことのない危機に直面し、学校はもちろん、社会全体が混乱し、私たちの生活は大きく変化しました。

熊本地震のあった4月に小学1年生だった子供たちは、現在中学2年生になっているのではないのでしょうか。この間、これまで当たり前だった全てのことが大きく変化しており、子供たちにとっては、制限の多い窮屈な環境だったと思います。

今年の5月に新型コロナウイルスが2類から5類に移行し、通常の生活に戻るかのように思われましたが、これまでの混乱の影響は大きく、子供

たちが抱えている課題は、より一層深刻化していると感じています。

先日の新聞報道で、熊本県内の小中学校と高校で、昨年度不登校だった児童や生徒の数が6,130人に上り、過去15年で最も多かったという記事が掲載されました。この6,130人というのは、あくまで文部科学省が規定とする不登校に当てはまる人数であり、小中学校における1,000人当たりの不登校児童生徒の出現率は、全国で4番目に多いということです。

また、いじめの認知件数は6,033件で、前の年度より724件増えたほか、児童生徒同士のけんかなどの暴力行為は519件で、前の年度より245件増加したというように、子供を取り巻く環境は深刻な状況であり、早急な対応が必要であると思います。

今回、前田敬介先生からも質問がありましたとおり、義務教育である小中学校では、子供たちの多様なニーズの受皿として、市町村において小中学校の実情に合った様々な取組が進んでいるようであります。

子供たちの学びの保障として、中学校までに自立して生きていくための基礎を養い、高校では社会に出ていくために必要な能力を養うため、特に、高校は、定められた単位を取得する必要がありますが、出席日数が足りないと進級や卒業ができず、退学につながる場合も多くあります。

様々な問題を抱えている子供たちの学びの機会を少しでも広げ、社会とつなげていくためにも、学校には大きな役割があるのではないのでしょうか。

特に、高校は社会につながる重要な教育機関であるという認識の下、県立高校の果たす役割や取組には大いに期待しています。

そこで質問です。

誰一人取り残さない熊本の教育環境の実現のために、県内の不登校の現状についてどのように考えるのか、今後の県立高校の不登校対策についてどのように取り組んでいくのか。

以上2点、教育長にお尋ねいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) まず、不登校の現状に対する認識についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、不登校児童生徒数は、全国同様、本県でも増加しています。

令和4年度の調査によると、県内の小中学校においては10年連続で増加し、それまで3年連続で減少していた高校においても増加に転じており、生徒指導上の喫緊の課題であると考えています。

不登校児童生徒への支援については、不登校となった要因を的確に把握するとともに、学校や家庭、関係機関で情報を共有し、組織的、計画的な個々の児童生徒に応じたきめ細やかな対応が必要です。

また、支援に当たっては、学校に登校するという結果のみを目標とせず、児童生徒が自ら進路を主体的に考え、社会的に自立することを目指す必要があることや、不登校が学業の遅れ、進路選択上の不利益などにならないようにすることに留意しなければなりません。

そのようなことから、県教育委員会としては、関係機関と連携して、在籍児童生徒の心身の健康状況、学習状況等を把握し、一人一人に応じた多様な支援を行っていくことが重要と考えています。

次に、県立高校の不登校対策についてお答えいたします。

高校は、実社会への出口にもなりますので、社会的自立を目指していけるよう支援することが重要であると考えています。

具体的な不登校対策として、入学直後から充実した支援が実施できるよう、中学校から申し送られた新入生全員の情報を丁寧に確認しています。出身中学校へ高校職員が出向いて、より詳細な情報を聞き取る場合もあります。また、定期の家庭訪問だけでなく、生徒の心身の不調が見られた際にも早期に家庭訪問を実施し、家庭との連携を図っています。

登校が困難になった生徒に対しては、教室とオンラインで接続した別室での登校を促すとともに、関係機関やスクールカウンセラー等の専門家とも連携しつつ、不登校支援会議を開催するなど、教室復帰を目指す取組を行っています。

これらの取組の成果もあり、今年度の県立高校1年生のうち、中学3年次不登校だった生徒の約7割は、高校入学後、登校できるようになっています。

今後も、誰一人取り残さない学びの保障を目指し、生徒一人一人に寄り添った不登校対策を推進してまいります。

〔斎藤陽子さん登壇〕

○斎藤陽子さん 教育長より、高校は特に実社会への出口にもなるので、より重要であるとのお考えの下、県立高校においては、関係機関と連携し、一人一人に寄り添った対応に取り組んでおられるとの御回答をいただきました。

子供たちの心身の不調に早期に対応するための取組として、ソーシャルワーカーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家との連携は非常に重要だと思いますが、現在は、なかなかカウンセリングの予約が取れない、場合によっては3か月先になることもあると聞いています。この専門家へのつなぎの間こそ一番重要であり、手だてが必要な期間だと思います。

不調を訴える生徒を一人残して、家族が仕事に

出かけたり外出をしなければならない状況は、生徒だけではなく、御家族の心身の健康を害することにもつながります。

支援を必要としている生徒が孤立していかないように、早急に対応ができるよう、環境の整備をぜひお願いいたします。

また、私は、教育警察常任委員会に所属しており、先日、委員会の管外視察で、札幌市の夜間中学校、星友館中学校を視察させていただきました。

そこでは、10代から80代までの生徒が、それぞれのカリキュラムに合わせて学びを進めることができるシステムを構築されており、とても斬新な中学校の姿を拝見させていただきました。そこに通う生徒の中には、昼間はアルバイトをして、夜間中学校に通いながら通信制高校にも同時に所属している、いわゆるダブルスクールで学んでいる生徒もいました。

いよいよ熊本においても、来年4月から、夜間中学校、ゆうあい中学校が開校します。ぜひ、誰一人取り残さない学びの保障を実現するために、なるべく制限を除外し、生徒一人一人に寄り添った取組が実現しますようお願いしたいと思います。教育長、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、最後の質問に移ります。

部活動の地域移行についてお尋ねいたします。

この課題については、今回、西村先生が質問されまして、現在の県の取組についての御説明はいただいたところでありますので、違うところで質問をさせていただきます。

熊本県では、令和元年に、小学校の部活動が地域に移行されました。当時は社会体育と言っておりましたが、現在は、社会体育ではなく、地域移行の取組になっておりますので、今回の質問では地域移行とさせていただき、質問をさせていただ

きます。

現在、小学校部活動の地域移行から5年が経過していますが、県内の様々な地域の皆様から、既に地域に移行されている小学生の地域スポーツに関する課題として、やりたいスポーツ種目の教室が近くにない、指導者がいない、活動場所の確保が難しい、送迎が大きな負担になっている、教室が始まる時間が遅い、クラブチームに入り、練習時間、練習日が増大し、親の負担が大きくなった、文化部は、まだ移行ができていない部活もあるなどの課題に加え、これまで、学校部活動では、支援クラスの子供も部活動に参加できていたが、地域には受皿がなく、とても困っているというような声が上がっています。

これまで見えていなかった様々な課題、子供たちの困り事があるのではないかと思います。

そこで、1点目の質問です。

中学校部活動の地域移行を進める上で、小学校の移行は終わったことではなく、移行後の現状についても注視する必要があり、小学校部活動の地域移行のその後の現状の把握が必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、先日ありました部活動に関する市町村アンケート調査の結果からは、指導者の確保が課題であることから、指導者バンクをつくり、登録を増やしていくとのことでありました。

熊本県では、小学校の部活動地域移行の際、平成28年に指導者バンクを創設したように思います。しかし、指導者は思うように集まらず、活用が難しかったように思います。

今後、新しく取り組まれるということですが、中学校部活動地域移行の他県の先進事例として、岐阜県では、子供たちや保護者に直接アンケートを実施し、どのようなスポーツをしたいのかなどの調査結果を基に、指導者の資質や資格を明確に

して指導者を募集し、子供たちとのマッチングができるように準備を進めておられます。

さらに、現在、こども家庭庁において、子供と接する職業に就く際に、性犯罪歴がないことの証明を求める新たな仕組みである日本版DBS制度の導入が検討されています。

県内においても、子供を性被害から守るためのこの制度の導入を当然検討すべき事項であり、指導者バンクの活用については、まだまだ協議が必要であると考えます。

そこで、質問の2点目です。

このことを踏まえて、中学校の部活動の地域移行に係る地域の受皿づくりをどのように進めていくのか。

以上2点、教育長にお尋ねいたします。

〔教育長白石伸一君登壇〕

○教育長(白石伸一君) まず、小学校部活動の社会体育移行後の現状についてお答えいたします。

本県では、平成30年度末までに、小学校の運動部活動を社会体育に移行いたしました。その際、多くの市町村において、総合型地域スポーツクラブが、その受皿となりました。

当時、熊本市を除き、運動部活動に入っている児童は約9,000人おり、総合型地域スポーツクラブに加入する児童数は、移行前の平成29年度は約3,900人でしたが、令和3年度には約8,400人に増加しています。

また、小学校部活動の社会体育移行後の成果については、学校、学年、男女の枠を超えた児童の交流の活発化や低学年の子供のスポーツへの参加、文化芸術活動への体験機会の増加などが挙げられます。

一方、議員御指摘のとおり、地域によって指導者が不足していることや参加できる活動が限られること、活動場所の確保が難しいことなどの課題

があることも事実でございます。

そのため、県教育委員会では、市町村を訪問するなどして、社会体育移行後の状況を把握するとともに、地域における課題の解決に向けて、新たな指導者確保のための研修会などに取り組んでいるところでございます。

引き続き、市町村と課題を共有しながら、子供たちがスポーツや文化芸術活動に参加しやすい環境づくりに取り組んでまいります。

次に、中学校部活動の休日の地域移行に係る受皿づくりについてお答えいたします。

地域移行を進めるに当たって、最も重要な役割を担うのが、地域の受皿の存在です。その受皿としては、総合型地域スポーツクラブをはじめ、地域自治体、スポーツ少年団、地域にある既存の文化芸術クラブなどを想定しています。

県教育委員会では、本年8月に、有識者やスポーツ・文化関係団体等から成る推進協議会を設置し、地域において課題となっている受皿の整備や指導者の確保、指導者等の登録基準などについても検討を行っているところでございます。

今後、小学校部活動移行の現状なども踏まえながら、子供たちが将来にわたってスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を持続的に確保できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔斎藤陽子さん登壇〕

○斎藤陽子さん 教育長より御答弁をいただきました。

この部活動の地域移行の問題は、多くの皆様に関心を寄せる子供たちにとって重要な問題であると思っています。

まず、小学校部活動の地域移行後について、各市町村の担当者に意見を聞いているということは、小学校部活動の地域移行後の状況に課題があり、引き続き注視が必要であるという御認識であ

ると理解をいたしました。

今後、決して放置することのできないこの課題の解決に取り組んでいくためにも、県には、市町村としっかり連携協力し、ぜひ子供たちの声や地域の声にも耳を傾けて取り組んでいただきたいと思えます。

また、中学校部活動の移行については、受皿として、総合型スポーツクラブをはじめ、地域自治体、スポーツ少年団、地域にある既存の文化芸術クラブなどを想定するとのことですが、これは国の方針に書いてあるとおりのことでもあります。そういう方法もあるという広い視野を持ちながら考えていくべきだと思いますし、中学校の部活動移行は、一体誰のためにやるのかという本質が忘れられているように思えます。その答えは、ぜひ、推進協議会を立ち上げられたとのことですので、皆様に協議をしていただきながら考えていただくことに加えて、当事者である子供たちの声も聴きながら向き合っていただきたいと思えます。

私がこれまで長年地域スポーツに携わってきた経験から御意見を申し上げるならば、文化部を含めた部活動の地域移行は、子供たちにとって、今よりもっとよくなっていくという前提で、多様なニーズに応える地域の環境を整えていくことだと思います。目の前の子供たちが幸せになることで、大人も幸せになり、地域もよりよくなっていくのだと考えます。

引き続き、部活動の地域移行の問題は、子供たちに関わる全てのことに関係する問題であり、学校や地域だけでなく、社会全体の課題として捉え、誰一人取り残さない熊本の教育環境の実現に向けて、白石教育長、どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

かなり早くなってしまったんですけども、初めての経験ですので、ちょっと早口で聞きにくか

ったかなと思って申し訳ございません。まだ新人ですので、プラスアルファで考えて言うことはできませんけれども、私なりに精いっぱい取り組ませていただきました。

以上をもちまして、全ての質問が終了いたしました。

現在、少子高齢化、人材不足などの課題に加え、さらに、物価高騰により生活に不安を抱える声も大きく、明るい未来が想像しにくい状況にあるかと思えます。

そんな中、私のふるさとである菊池郡では、TSMCの進出により、大きな変化を迎える千載一遇のビッグチャンスと言われる中、政治経験もない私を、地域の皆様が県議として選んでくださいました。そこには、これまでなかなか届いていなかった子供たちの声、女性の声、様々な現場の声を県政に届けてほしいという強い思いを地域の皆様に託していただいたものだと受け止めています。

今後も、地域の皆様、県民の皆様とのつながりを大切にしながら、全身全霊取り組んでまいりたいと思います。

恐れていたブザーを一度も聞くことがなく、ここまで来てしましまして、これまでの先生方の中で、ブザーを聞くたびに心拍数が最高に上がっておいりましたけれども、私はブザーを聞かずに終了することになりました。

引き続き、皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。

時間が余って申し訳ございませんでした。御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(瀧上陽一君) この際、5分間休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前11時開議

○議長(瀧上陽一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

西山宗孝君。

〔西山宗孝君登壇〕(拍手)

○西山宗孝君 皆さん、こんにちは。宇土市選出・自由民主党・西山宗孝でございます。

今年春先より、コロナも5類へと移行され、県内も地域の行事など復活し、地域経済も活況を増しているところであります。中でも、スポーツ、声出し応援もできなかった中で、いよいよ声出し応援、これらの規制もなく、高校野球をはじめ多くのスポーツが活況をなしてまいりました。

私もスポーツ観戦大好きでありまして、バスケット、それからラグビー、野球と、声出し応援に、今年は特に甲子園で母校が出ましたので、応援に駆けつけました。

スポーツといいますと、我々県民も国民も非常に元気をいただくということで、皆さんも少しずつ元気になられたと思います。中でも、大谷選手、やってくれました。10年間契約で1,000億円、日本円にして。1年でどれぐらいだとか、昨日、いろいろ家族で話し合っておりましたけれども、とてもじゃないけど想像もつかないような金額で、すごいなと思いました。これも、やっぱり国民あるいはこれからスポーツなりをする若者にも元気を与えてくれると思っております。

我が熊本出身の村上選手も、また後を追って近い将来はメジャーリーグに行ってくれるんじゃないかと期待しております。村上宗隆選手を私も引き続き応援していきたいと思っております。

その一方で、この10月27日には、全国町村会会長で、10期36年にわたり嘉島町長を務められました荒木泰臣前町長がお亡くなりになりました。

数々の御功績については、皆様も御承知のとおりです。

私にとりましては、東海学園の高校、大学の先輩ということもあり、政治家になる前から、長きにわたり、公私ともに御指導を賜りました。冷静沈着の中にも、押しの強い方であったと思います。ここに、改めて哀悼の誠をささげ、心からの御冥福をお祈りしたいと思います。

さて、本日で9回目の質問の機会をいただきました。5月の改選以降、議会、常任委員会、特別委員会の管内外の視察をはじめ、自民党の各部会や議員連盟などを通して、たくさんの政策課題にも触れることができました。一方で、地元からも、県政あるいは国政に関わる多くの声もいただいています。限られた項目となりますけれども、時間いっぱい質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、熊本都市圏の防災を支える体制の強化についてお尋ねをいたします。

先般、県庁新館に整備された新防災センターを訪れ、改めて見学と説明をいただいたところですが、1階の展示資料室では、多くの見学者を前に、担当職員から、県の大規模災害の歴史や県民一人一人ができる災害対策などについて丁寧な説明などもあっており、参加者の皆様の間では、さらに防災の認識が高まっておられるように感じました。引き続き、幅広い県民への啓発を期待するところです。

この新防災センターの整備に合わせて、昨年8月に、新たな九州を支える広域防災拠点構想を取りまとめられたところですが、本県は、九州の中央に位置するという地理的優位性に加えて、熊本地震や令和2年7月の豪雨という未曾有の災害を経験したことも相まって、ますます九州の防災拠点としての役割を担うにふさわしい県で

あるとの認識が、県内外に広がっている状況にあると思います。

九州の防災拠点として熊本県が担う機能として掲げられている緊急時のプッシュ方式による支援物資の物流がますます円滑化されていくためには、集積拠点施設やサポート基地などの支援体制を、今後充実強化していく必要があります。平時にこそ有事を想定した十分な準備や対応が求められており、いざというときに備えたハード、ソフト両面の充実を、今こそ図っていく必要があります。

九州を支える広域防災拠点構想の中において、支援物資の集積拠点整備の強化に資する補完施設として、物資集積拠点のさらなる拡充が課題と上げられております。また、県内全エリアへの拡充の必要性が述べられております。

今後、九州を支える広域防災拠点構想を推進していく上で、熊本県内の支援機能強化を図ることは喫緊の課題であり、県防災計画などを振り返り、実態に沿った見直しや肉づけを進め、日常的に防災学習や防災訓練のできるようなフィールドとなり得る防災公園の設置に向けた検討も、併せて進めていく必要があるのではないのでしょうか。

私は、令和3年2月定例会の一般質問におきまして、県政における宇土地域の振興について知事にお尋ねをした際、知事からは、現段階では広域的な防災公園のような施設整備を目指す構想はないとしつつも、県全体の発展のために重要な地域であるとの認識を明らかにされ、さらに、強みである宇土市の拠点性を生かした取組について、地元としっかりと連携しながら進めてまいりますという御答弁をいただいております。

宇土市は、さきの熊本地震の際、被災地としてプッシュ方式により国や県内外からたくさんの支

援物資をいただきました。その経験、反省を基に、発災初期の支援、その後の支援の在り方を学び、令和2年の県南豪雨の際には、宇土市のボランティア団体では、県内外から届く多くの支援物資を届けるための支援拠点を宇土市に設け、被災地が望む必要物資や、あるいはこれを仕分けして送る流れをつくり、被災地側からの多様なニーズに応えることを実証、確認をされました。

熊本都市圏北部には、菊陽町防災公園をはじめとした広域の大規模の運動公園等々も周辺に集積しておりますが、災害時における物理的な支援拠点の整備としては、都市圏の南部を支える、あるいは都市圏の北部に、両方、こういった支援基地の充実が必要ではないかと思えます。

特に、都市圏南部におきましては、都市圏の周辺部、宇土市辺りには、そういった広域的な規模の大きいものはありませんので、ぜひとも県南、県北にこういった機能を集積していただければと思っております。

防災公園に対する認識や防災機能強化の必要性について、知事公室長にお尋ねをいたします。

〔知事公室長内田清之君登壇〕

○知事公室長(内田清之君) 本県では、熊本地震や令和2年7月豪雨等の大規模災害の経験を生かし、県内の防災体制のさらなる強化を進めるとともに、日本の災害に対する安全保障に貢献するため、九州を支える広域防災拠点構想の取組を進めているところでございます。

まず、議員御指摘の緊急時のプッシュ方式による支援物資の供給体制につきましては、同構想に基づき、グランメッセ熊本を集積拠点とし、そこから県内の各避難所や他県が指定する場所等に迅速かつ効率的に支援物資を届ける計画としており、輸送用のヘリポートの整備やトラック輸送等流通事業者との協定の締結などに取り組んでおり

ます。

さらに、災害の発生地域や状況に応じて、県内各地域に機動的に物資搬送が行えるよう、県との協定に基づく県内11か所のJA選果場等のほか、宇土アリーナなど市町村が指定する73か所の施設をグランメッセ熊本の補完拠点として活用することとしております。

議員御質問の熊本都市圏におきましても、この補完拠点を活用した災害対応訓練を実施しており、本年10月の県総合防災訓練では、宇城市にある県博物館ネットワークセンターを活用して、緊急物資輸送訓練等を行ったところでございます。

また、防災学習機能につきましても、本県の回廊型震災ミュージアムにも位置づけられている県防災センター展示・学習室や宇土市役所新庁舎などがあり、災害の経験や教訓、自助、共助等を学ぶ場として、既に多くの県民、市民の皆様に御利用をいただいているところです。

さらに、議員御紹介の菊陽町の取組のように、新たに市町村において、自助、共助、公助の視点から、防災公園等の拠点整備が進められています。

県としては、市町村の取組とも十分連携をしながら、人口や都市機能が集積する熊本都市圏の防災機能の強化を図っていくことが必要だと考えております。

加えて、現在、本県においては、南海トラフ地震の発生や国民保護法に基づく他県からの避難住民の受入れなど、危機管理上の新たな課題への対応も求められており、これまでも増して、広域的な視点での防災機能の強化が必要になるものと認識しております。

来年1月には、国及び鹿児島県と共同で、県内市町村への避難住民の受入れを想定した国民保護に関する訓練を実施することとしております。

これらの訓練結果等を十分に検証し、熊本都市圏を含めた県内の危機管理対応力を高めるとともに、引き続き、本県が九州の広域防災拠点としての役割を果たせるよう、必要となる防災施設の整備や機能の強化につきましても、関係市町村ともしっかりと連携しながら検討を進めてまいります。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 今朝もニュースで聞かれた方もいらっしゃると思いますけれども、国からの発信で、ミサイル攻撃に備えた避難の在り方についての——八代市にそういった避難受入れ体制をつくるべきであるかどうかということで、まあ国からの発信でありましたので、今朝県の方にも聞いたんですけれども、まだ具体的に八代市にするとかどこどこにするとかということではなくて、県内ではそういった拠点も含めてこれから整備をしなければならない、これは有事に備えてということですので、災害等全般も含めたところになるかと思えます。

本県が九州の広域防災拠点として、その機能を十分に発揮していくためには、熊本都市圏の防災機能の強化という足元の取組が大変重要であると、先ほどの公室長の答弁でお伺いいたしました。

答弁にあった国民保護に関する訓練の結果を検証して、都市圏を含めた災害対応力を高めるため、必要となる防災施設の整備や機能の強化について検討を進めると伺いました。

県北を含む熊本都市圏の機能をさらに強化するためには、平時より県民の防災教育をフィールドにおいても常時体験できる、あるいは県民のこういった防災意識を高めるためには、通常の訓練だけではなくて、この防災公園なるものの存在が非常に私は重要であると思っておりますし、また、

全国にも、国あるいは地方において、そういったフィールドによる防災公園の整備も実例としてっております。ぜひとも必要でありますので、そういった機能の強化の中でも、こういった防災公園等々についても御検討いただければと思っております。よろしく願いいたします。

続いて、2番目の質問になりますけれども、熊本観光の魅力創出と宿泊税の導入についてお尋ねをいたします。

新型コロナウイルス感染症の位置づけが、今年5月、2類から5類に変更されました。これを受けて、全国的に観光需要も大きく回復し、コロナ禍以前の水準にほぼ回復している状況であります。外国からの観光客数も回復しつつあります。

観光地の保全目的や観光振興に係る基盤整備経費の財源とするための宿泊税導入の検討も全国各地で始まっておりますし、既に導入している自治体も多くあります。

熊本市では、令和5年10月に、宿泊・旅行業関係者や学識者らによる検討委員会を設置し、宿泊税導入の是非を含めて諮問を行い、来年3月に答申を受ける方針であるとの報道もっております。

宿泊税は、地方自治体独自に設ける法定外目的税で、観光振興施策の財源などに役立てることが大きく期待されております。九州では、福岡県、福岡市、北九州市が2020年4月に初めて導入し、長崎市も本年度に新設しております。

福岡市では、2022年までの3年間で、計37億の宿泊税収入があります。税収は、大型コンベンションの誘致や受入れ環境の強化などに広く活用されているところであります。

宿泊税を導入した全ての自治体では、宿泊税の使い方について、観光振興も含まれており、その税収は、観光地の案内板設置や海外へのPR、あ

るいは観光地までのシャトルバス運用やシェアサイクルなどの環境に配慮した様々な観光振興策に充当されています。

九州では、福岡、長崎に次ぐ観光地として魅力のある熊本を今以上に全国に発信していくためには、現状の財政的な面を考えると、一定水準の特定財源を持ちながら、県内各地域の観光振興を図ることが必要ではないかと思えます。

既に実施されている福岡の場合は、福岡市と北九州市以外の地域に宿泊した場合の宿泊税は200円です。全て県税収となり、福岡市内に2万円未満の宿泊料金で宿泊した場合には、宿泊税は200円ですが、そのうち県税が50円、福岡市税が150円として、観光客の負担にならないように収入が区分されているなど、宿泊税導入に向けて検討すべき課題はたくさんあると思えます。

また、県南においては、いまだ観光客数が完全に復活していないところもあるやに聞いております。

このように、宿泊税について、観光振興財源として、その魅力や税負担の課題、そして導入に伴う観光客の減少のおそれなどもあります。様々な観点から、観光業関係の方々に寄り添って、正面から議論を尽くしていくことが何よりも重要ではないかと思えます。

熊本観光の魅力創出強化にも資することにもなるので、この宿泊税の導入について、今後どのように取組を進めていかれるのか、観光戦略部長にお尋ねをいたします。

〔観光戦略部長原山明博君登壇〕

○観光戦略部長(原山明博君) 熊本観光の魅力創出と宿泊税の導入についてお答えします。

宿泊税は、持続可能な観光の実現に向けた自主財源を安定的に確保する上で有効な手段と考えますが、本県においては、現在、既に導入している

自治体の成果と課題等を把握するなど、研究を行っている状況です。

宿泊税については、議員御紹介のとおり、福岡県、福岡市、北九州市をはじめ、3都府県5市1町で導入されています。

福岡県では、令和4年度に約13億円の宿泊税収入がありますが、例えば、宿泊施設改修等の受入れ対応強化や市町村の観光施策のための財政支援など、県全体の観光の底上げを図るために活用されており、宿泊客や市町村から評価する声が寄せられていると聞いております。

一方、宿泊事業者からは、旅行者の減少に対する懸念や税の申告、納入等の手続きが煩雑で負担であるとの声も上がっているとのこと。また、他県の例では、県内からの宿泊者が多い地域での宿泊税導入は、結果的に県民の税負担を増加させるものだという意見も出されています。

本県では、県全体としての延べ宿泊者数はコロナ前の水準に戻っていますが、地域によってばらつきがあり、被災地などは、まだ回復途上にあります。これらの状況を踏まえると、現時点において、宿泊税を県税として県全域に導入することについては、慎重な検討を要すると考えています。

熊本市においては、宿泊税検討委員会を設置して、導入の是非を含めた検討を開始しており、現在、市内の宿泊事業者や来訪者を対象にアンケート調査を実施していると聞いています。

県としては、熊本市を含めた県全体の観光振興に取り組んでいることから、この検討委員会にオブザーバーとして参加しています。委員会の議論やアンケートの結果を注視するとともに、熊本市と緊密に意見交換を行いながら、宿泊税について、様々な角度から研究を深めてまいります。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 税の新設を後ろ向きに考えるので

はなく、観光振興財源の確保と地域住民の平穏な生活を保障していくためのコストであるという視点で、ぜひ前向きな議論をお願いしたいと思います。

法定外目的税としての宿泊税の導入は、観光県熊本の魅力創出強化に向けて、今後様々な施策を展開する上で、財政的な基盤の一翼を担うことにつながるものであります。安定財源を確保しての継続的な息の長い観光振興は、コロナ禍で行われました一過性の振興策と比較すると、より地域や関係団体の要望に沿った政策を実行することなど工夫を凝らせば、地に足のついた取組になるということが十分期待できると思います。

先ほども御答弁ありましたように、今熊本市が鋭意進めておりますこのタイミングで、県、市連携で協議していく、検討しながら進めていくというお話もありましたが、ぜひとも、熊本市、熊本県合わせたところで、この税の導入についても検討いただきたい、そういう機会が、チャンスが今到来していると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、主要幹線道路の景観保全整備についてお尋ねをいたします。

今年の夏も、11月中旬までは夏日が記録されるなど、酷暑が続きました。我が家の庭も雑草が茂り、幾度となく市のシルバー人材センターなどをお願いする夏となりました。

県道沿線においても、雑草が道路に広がり、道路交通に支障を来すこともしばしばありましたし、沿線の景観形成にも支障を来していました。

広く幹線道路に目を向けますと、熊本から天草に向かう宇土市の東西を抜ける国道57号にあっては、JR三角線も並走しており、沿線には、干潟で有名な有明海の美しい景観スポットや『ONE PIECE』のジンベエ像もあり、地域の方々より、

この雑草の多さには苦情を受けることがしばしばありました。また、この沿線は、県南の重要な観光ルートでもあり、旅行関係者の方々からも建設的な意見も伺っております。

交通への支障もさることながら、沿線地域の景観も阻害しています。地域より多くの要望もあまして、その都度道路管理者へお願いする機会も増えてまいりました。

国道57号では、宇土市の地域の行政区長会連合会より、令和3年に、市、県、国へ、除草や、あるいはガードレールの整備、舗装などについて、整備の要望が出された経緯もありました。

道路の維持管理目的として、除草作業のみでなく、沿線景観を保全するための取組として、県内主要幹線道路沿線の保全活動が効率的にできるような仕組みの導入の検討も必要ではないかと考えることが多くなりました。

今年6月議会の一般質問においては、我が党の坂梨議員から、河川、道路等の維持管理について貴重な質問もありました。

本日は、北海道札幌市からせたな町における道路管理者と地域住民との協働で、当該路線に求められる役割や目指すべき方向を検討し、その中で景観保全活動を進めて大きな成果を成し遂げてきた国道230号における協働型道路マネジメント検討会の事業例を紹介しながら、本県の今後の道路管理の在り方についても、お尋ね、御提案をさせていただきたいと思っております。

先ほども、観光県熊本についての施策を質問いたしましたが、本県の観光は、アジアを中心としたインバウンドも後押しになって、これまで以上の誘客が期待されています。

地域住民とともにおもてなしの心を醸成していくことを念頭に進めてきた北海道における取組は、7年目を迎え、沿道の景観づくりに大きな成

果を出すことに加えて、子供たちあるいは地域の社会教育にも大きな成果をもたらしていると聞いております。

本県は、北は阿蘇から南は八代、天草にかけ、多くの魅力ある観光資源があります。県では、今年10月に開催されたツール・ド・九州2023などのビッグイベントの際には、緊急対応で道路やその沿線の景観整備がなされて、美しい熊本を提供するとともに、天草街道おもてなし一斉除草であるとか、ロード・クリーン・ボランティア事業やマイ・リバー・サポート事業などに取り組んでこられました。

しかし、年間を通して、特に夏場における除草においては、県内一斉に対応することは大変難しい面もあることや、また、予算も人材も十分とはいえない事情もあって、現状に対して対策が追いつかないのが実情であります。

今後、道路維持管理のためのDX化やボランティア啓発も必要であります。景観保全の観点からも、もう少し地域に密着した手法も必要であると思います。先ほどの北海道の実例が全国で広がっていると伺っておりますが、熊本県としてどの程度認識をお持ちでしょうか。

県も、マンパワー不足の中で、地域の住民、関係する機関と知恵を絞って、個人や関係機関、それぞれの責任、役割を明確にしながら、持続可能な管理、保全の在り方を真剣に検討する時期になっていると思います。

そこで質問ですが、人材不足や財政事情に加え、観光の視点から、今後の道路沿線の環境景観の保全をどのように考えていかれるのか、また、SDGsの観点から、持続可能な社会づくりを背景に、主要幹線道路の景観保全整備に向けた取組を今後どのように進めていかれるのか、現状の認識と併せて、土木部長にお尋ねをいたします。

〔土木部長亀崎直隆君登壇〕

○土木部長(亀崎直隆君) 県では、車両や歩行者の安全で円滑な交通を確保する目的で、道路区域内において、除草や街路樹の剪定等による維持管理を行っております。

加えて、沿線景観の保全、整備という観点からは、観光地につながる道路の景観向上等を行う緑のウェルカムプロジェクトや住民の皆様が参加して道路の美化活動を行うロード・クリーン・ボランティア事業などにも取り組んでおります。

このような沿線景観の保全を持続的、発展的に進めていくためには、これまで以上の取組が必要であり、議員御提案の地域住民等との協働は、有効な手法の一つであると認識しております。

現在、ロード・クリーン・ボランティア事業への参加団体は、20年前の69団体から、昨年度末には541団体に増えるなど、着実に地域に根づいてきております。

このような活動の高まりを、美化活動の枠を超えて、熊本の魅力ある観光資源を生かすための沿線景観づくりにつなげていくことが必要であり、その際には、子供たちなど世代を超えて幅広く参加いただくことも重要だと考えております。

このため、まずは、沿線景観の魅力的な主要幹線道路をモデル路線として選定し、ロード・クリーン・ボランティアの皆様をはじめ、地域住民や関係機関の方々を協働の対象として、沿線景観を持続的に保全、整備していく新たな仕組みを検討してまいります。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 質問でも述べましたが、道路は道路管理者、あるいは鉄道敷は鉄道会社、JR、民地は行政不介入といったような縦割りで、何となく地域の方々も仕方がないことだと諦めている事例がいろんなところであっているのではないかと

思います。

この道路の景観あるいは除草あるいはガードレール、道路等々の整備については、令和4年度で見ますと、予算ベースなんですけれども、除草作業関係予算で14億円強、舗装関係で30億、あるいは道路安全関係、ガードレールや線引き等々で3億、これは令和4年度で約48億ぐらいの予算がありますが、恐らく、この県内全域を見ながら、この予算では十分足りない、その分追いついていかないということが現実だと思いますが、こういった予算の充実も必要だと思うんですけれども、こういった事業を執行する土木の事業者の方々に加えて、先ほど申しました地域の方々、一体となって熊本の道路の景観をつくっていくことは非常に大切なことであるし、これから先も必要になってくると思います。

おもてなしの心とか、そういったものはたくさんあるかと思いますが、やっぱり目で見て美しい道を、県外から来られる方々あるいは県内から来られる方々が、旅行に行く、訪れるということについては、これはまさしく熊本の心の一つではないかと思いますので、ぜひとも御検討の上、事業を推進させていただきたいというふうに思います。

次に、水産業の担い手支援対策についてお尋ねをいたします。

去る10月24日より、海の再生環境特別委員会において、岩手県を中心に、管外視察研修に参加させていただきました。

非常に充実したこの2泊3日の研修でありましたけれども、その中で特に私が印象に残ったのは、いわて水産アカデミーです。お聞きになった方は少ないかもしれませんが、国内有数の漁場として知られる三陸海岸を舞台に漁業を営む若者たちが学ぶ学校であります。

この学校のコンセプトに、「岩手で漁師になる！その強い想いを、いわて水産アカデミーは全力で支えていきます。」とありました。(資料を示す)今スライドに映っていると思いますが、また、その中に、漁業経験や知識がなくても、漁業をなりわいとして、そういう決断をした人が、着実にその目的に向かって歩み始め、漁師になれるようしっかりと後押しをする、実践重視の漁業研修機関、それがいわて水産アカデミーですとありました。

岩手県では、県内の漁業関係団体と市町村単位の新規漁業就業者育成協議会及び県で構成するいわて水産アカデミー運営協議会を組織し、漁業の中核を担う人材の育成を目指していわて水産アカデミーを設立されております。

1年間を通して、座学や実際の漁業現場での実践を積んで研修する機関です。受講料は11万8,800円とありましたが、これは、国や市町村の様々な支援制度を活用することで賄っていくこともできるようであります。

熊本県内には、設置目的やその体制には違いがありますが、第一次産業の担い手育成機関として代表的なもの、県立農業大学校や、あるいは林業大学校などの機関がありますが、それぞれに大きな成果が出ており、特に農業大学校の出身者には、本県の農業のリーダーとして第一線で活躍している多くの人材が輩出されております。

少子高齢化が本県においても急速に進む中、多業種にわたって人手不足も心配されております。その中でも、水産業へのご入礼には、鋭意県も努力をされているところでありますが、人手不足や後継者不足に対する不安は、いまだ払拭されておりません。

農林水産省の漁業センサス報告書によりますと、漁業就業者は、高齢化等により減少傾向が続

いており、平成15年には熊本県内で約1万人だったのが、それ以降1万人を割り込み、15年後の平成30年には5,400人程度と半減しております。

一方、ノリや魚類養殖の産出額については、農林水産部、とりわけ水産研究センターの職員の皆さんのたゆみない努力によって、右肩上がりが見られるところであります。

(資料を示す)この棒グラフが就業者数のグラフでありまして、折れ線のほうが水揚げ高という表になっております。

また、漁業者の方々の本当に努力で、今年も秋芽ノリが何とか入札に上がるというような状況も、相当久しぶりのノリの話でありますけれども、しかしながら、漁業就業者の高齢化も進んでいることから、このままでは、本県の漁業就業者の減少に伴い、生産量がさらに減少し、消費者へ水産物が安定して供給されなくなってしまうおそれもあります。

熊本の豊かな海の恵みをなりわいとする人々の雇用を維持し、担い手を確保することは、地域経済の発展はもとより、県内水産業の振興を図る上で、まさに喫緊の課題であります。

本県においても、新規就業者の確保に向けて、国の支援制度も活用しつつ、座学や実際に漁協や漁業者による実技研修などが行われております。

しかし、これらの取組が研修制度として体系化されていないことから、漁業就業者を希望する方々に対して広く周知した上で、漁業就業を希望する方にとって、もっともっと認知度を高めていただく必要があると思います。

そこで、本県におきましても、岩手県の水産アカデミーなどを手本にしながら、漁業の就業希望者に向けた魅力的な研修体制を構築することが必要であると考えますが、今後の漁業就業者の確保に向けて、就業を望む方々が夢と希望を持って参

加したくなるような研修機関の設置や、現就業者にとって、さらなるプライドを持てるような水産業の育成の在り方などについて、どのようにこれから取り組んでいかれるのか、農林水産部長にお尋ねをいたします。

〔農林水産部長千田真寿君登壇〕

○農林水産部長(千田真寿君) 県では、新規就業者の確保に向けて、漁業団体や市町で構成する熊本県漁業就業支援協議会を組織し、東京や福岡での漁業就業フェアへの出展や漁業体験プログラムの企画、運営などに取り組んでいます。

漁業へ就業するには、漁場の特性、漁法に応じた特殊な操業技術の習得や、これを踏まえた安全性の確保が重要と認識しています。

県水産研究センターにおいては、国の制度を活用し、就業希望者に座学と実践を組み合わせた3か月から2年間の研修を提供しています。また、漁業者に雇用された新規就業者には、現場での実践研修を行っています。これまでに延べ23名が受講されており、来年1月から新たに2名が研修を受ける予定です。

さらに、本県独自の取組として、就業後のミスマッチを防ぎ、定着につながるよう、就業前研修の前に、最長6か月のマッチング研修を、漁業団体や市町と連携して行っています。

就業間もない漁業者や若手漁業者の育成についても、漁業に関する法律や資源管理型漁業など、時勢を捉えたテーマを取り扱ったセミナーや現場のニーズに対応した新たな技術習得のための実務研修を開催しています。

引き続き、稼げる漁業の実現に向けた実践力が身につく研修となるよう取り組んでまいります。

独立しようとする漁業者には、必要となる漁具や漁船について、県独自のリース制度による設備投資の支援を行い、安心して就業できる体制づく

りにも取り組んでいます。

議員御紹介の岩手県の研修体制につきましては、本県の取組をさらに充実するため、参考になると考えています。

引き続き、漁業団体や市町と連携し、将来の水産業を支える担い手の確保に向け、情報発信を充実するとともに、いわて水産アカデミーの取組も参考にしながら、漁業就業希望者や若手漁業者が将来に夢を持てる魅力ある研修内容や研修体制の在り方について検討してまいります。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 最近の若い担い手に加えて、サラリーマンから中途退職して農業や林業、漁業に転職されるUIJターンの方々も増えつつあると聞いております。人口減少、担い手不足、経営の難しさなど、水産業を取り巻く後ろ向きな話は幾らでもあります。ここで我々は立ち止まるわけにはいかないんです。

熊本は、農業県であり、林業県であり、そして漁業県でもある。蒲島県政において、水産業にも力を注いでいただきました。水産県熊本の漁業にさらに光を当てて、魅力ある水産業をPRし、新規就業者を確保していく取組をぜひ進めていただきたいと思います。

今朝もニュースで、玉名か長洲だったのか確認できませんでしたが、ノリ養殖の現場で、親方が外国人を手取り足取りその現場で研修している……(発言する者あり)荒尾でしたっけ、見せていただきました。

ぜひとも、この現場では親方たちも待っておりますし、また、私の地元には、親子3代にわたって漁業を営む家庭があるんですけれども、やっぱり今の若手は、経営分析一つにしましても、あるいはノリの研究にしましても、県とか行政に任せただけじゃなくて、自分自身でDX化を進めなが

ら勉強しております。

また、最近、漁業の服装も、昔と違って非常に彩りもよく、格好いい服装も、海では輝いている漁師が多いんです。こういったことも含めて、憧れるような、そういった啓発をしていただきたいと思います。

いわて水産アカデミーの取組が、まさしく全てが好事例であると言っているわけでもありません。そういった認識を持って、少なくともこの研修センターなるもの、研修施設となるもの、あるいは研修期間が——開設の理念ぐらいは市民に、県民に示せるような、就業者に示せるような、そういったことも視野に入れながら、今後検討していただきたいと思います。

宇土市の場合は、一次産業、農林水産業を含めて、この地域の発展こそが中心部の市街地の商店街の活性化に即つながるような都市構造にもなっておりますので、どうかよろしく願いしておきたいと思います。

続いて、くまもとアートポリス事業の推進と展望についてお尋ねをいたします。

質問に当たって、改めてスマートフォン片手に、フリー百科事典ウィキペディアでくまもとアートポリスを検索してみました。

そこには、海外メディアにおいても、熊本県全体が建築博物館である世界に類を見ない地域と紹介されておりました。次々に建設される個性的で魅力的な建築物の数々、始まった当初の華々しい取組が記憶にある方もいらっしゃるかと思います。

30数年前になりますが、私も、前職、元の職場で、この事業に少しの期間関わった一人として、この取組を改めて思い起こしたところです。

しかしながら、本県を取り巻く情勢としましては、熊本地震や県南豪雨、さらには、コロナ感染

対策といった困難案件を抱えていること、また、TSMC進出による開発ラッシュが続いていることなどから、アートポリスといった課題は、あまり大きく取り上げてこれなかったような気がいたします。

一昨年には、一般質問で、アートポリス事業の進捗についてお尋ねをしたところでありましたが、これも復興さなかで、現状をお尋ねするにとどまっておりました。

しかしながら、県担当部局、土木部、建築の皆さんによって、4年に1度のアートポリス展や建築作品の推進情報の発信など、地道な努力もあって、本年7月には、震災復興のシンボルとなる震災ミュージアムK I O K Uが、南阿蘇村にアートポリス事業として建設されました。

くまもとアートポリスの基本理念は、熊本県を舞台に豊かな自然や歴史、風土を生かしながら、後世に残り得る建築的文化資産として優れた建物を造るということにあります。

文化的資産価値の高い建物が、県内各地域に散在し、美しい景観を形成していくことは、本県の文化の振興はもとより、観光振興という面からも、大きく歓迎される取組であると思います。

本県の足元では、TSMCの進出に伴い、台湾をはじめ世界各国から多くの外国人が熊本を訪れ、その素地も整いつつあります。この機会に、アートポリス事業を、公共建築物にとどまらず、民間施設にも波及させ、より広がりのある県民運動として、これまで以上に一層盛り上げていくべきではないかと思えます。

熊本県の文化遺産として、未来へ歴史を刻む事業として、国内外の著名な建築家や研究者などから大きな期待も寄せられております。

そこで、海外生活や研究、大学教育などにおいても、幅広い人脈と豊富な経験をお持ちの蒲島知

事に、くまもとアートポリスの事業推進に向けた御認識と展望をお尋ねいたします。

[知事蒲島郁夫君登壇]

○知事(蒲島郁夫君) 議員御紹介のとおり、くまもとアートポリスは、他県にはない熊本独自の建築文化事業であります。建築文化の向上に貢献した取組を評価され、日本建築学会文化賞をはじめ、多数の賞を頂いております。

このプロジェクトで多岐にわたって指導や助言等を行うコミッショナーとして、これまで、磯崎新氏、高橋誠一氏、そして現在の伊東豊雄氏と、世界的な建築家に就任いただいております。これまでの御尽力に対し、改めて感謝の意を表したいと思います。

さて、県内には、国宝に指定された通潤橋、また、青井阿蘇神社など、優れた建造物があります。アートポリスの建造物も、国内外から高い評価を受けています。そのことが、熊本が建築博物館として注目されているのだと考えています。

アートポリスは、これまで、42か国で開催された海外巡回展や海外の専門家を招いたシンポジウムの開催などの効果があり、海外から多くの見学者が訪れています。

先月も、韓国の建築団体が、7月に完成した熊本地震震災ミュージアムK I O K Uを訪れ、阿蘇の美しい風景に溶け込んだ建築の中で、熊本地震からの創造的復興の取組を学ばれたところであります。

これまで、県内各地に完成した108のアートポリスの建造物は、地域社会に溶け込み、本県の建築文化、都市文化の向上や観光資源として地域活性化に貢献してきました。

熊本地震や豪雨災害においては、伊東コミッショナーから助言を受けて、被災された方々が少しでも安らぎを感じる仮設住宅やコミュニティーの

場となるみんなの家の整備に取り組むことができました。

木造の仮設住宅やみんなの家は、とても温かみを感じられ、利用している方々にも明るい笑顔が戻り、アートポリスの新たな可能性を感じたところです。

現在、技能者の育成につながる木材加工場や廃校の小学校を利活用するプロジェクトなど、民間施設にも広がりを見せています。

全国で唯一無二の事業として、36年間アートポリスを継続してきたことは、熊本県として誇りであり、県民とともに育んできたことは、とても意義があると思います。

今後は、TSMCの進出により、台湾をはじめとした外国人の方々が来訪する機会が増えます。それをチャンスと捉え、建築展をはじめ、様々な場面で、県内の優れた建造物の情報を国内外へ積極的に発信するとともに、建築文化の向上に大きな役割を果たしてきたアートポリスの意義、成果を広く伝えてまいります。

〔西山宗孝君登壇〕

○西山宗孝君 過去には、富山県、岡山県、広島などでも、この熊本と同じような取組を行われたと私も記憶しております。細川知事から蒲島知事に至る4代の知事によって、このような事業が継続しているのは、全国でも熊本県だけであると聞いております。

アートポリス事業としては、八代市立博物館未来の森ミュージアムをはじめ、完成したプロジェクトは、県内108例に及んでおります。

先日、来年春に開業が予定されておりますこども図書館、こども本の森 熊本の館長に女優の宮崎美子さんが就任されるというニュースがありましたが、その図書館の設計は、アートポリス事業を引っ張ってこられた、世界的にも有名な、ある

いはアジアや広く世界に作品もお持ちの建築家の安藤忠雄さんでありまして、本事業も、アートポリス事業の成果の一つではないかと思えます。どうか引き続き、この宝物を未来に向けて活用、発信していただきたい。

特に、建築部局の方々とヒアリングの中でお話しする中で、あまり海外の経験もない方々がいらっしやっただので、知事、もっと建築、土木部局にも、海外へも視野を広げていただいて、建築の作品、街についても勉強していただくように御指導いただければと思っております。よろしく願いいたします。

最後になりますが、介護人材不足の対策について、要望を1つお願いしておきたいと思えます。

超高齢社会を迎えている我が国において、2040年には、少子化によって進んできた若年世代の人口減少と団塊ジュニア世代が高齢化するタイミングが合わさることによって、社会保障を支える生産年齢人口が大きく減少し、労働者不足が深刻化すると見込まれており、今後の介護人材の確保は、本県においても大きな課題の一つになると言われております。

現在、国においては、来年度の介護報酬改定に向けて、様々な検討がなされております。その中で、介護職の処遇改善も検討課題に上がっており、一部報道によりますと、介護職員の賃金については、月額6,000円という話も聞いております。

これは、本年度の熊本県の最低賃金引上げが過去最大の45円であったことで、既に全産業で月額7,200円程度の底上げとなっており、6,000円程度の介護職員の賃金では、これではちょっとという御意見が多いのではないかと思います。

国に対して、機会を捉えて、介護人材の確保につながる取組への必要な財政措置や介護のイメー

ジを向上させる魅力の発信なども積極的に要望することも、併せて必要であると考えます。

介護人材の確保に向けて、賃金引上げにとどまらず、職員の負担軽減を図るための施策について、国への要望活動を含め、県としても強い取組をお願いしておきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上で通告しておりました質問及び要望を全て終わりました。

本議会一般質問の最終日、最後の登壇となりましたが、一般質問初日に、我が党の前川会長の質問に答えられました蒲島知事の不出馬宣言には、県下に激震が走りました。

蒲島知事、お気持ちに変化はありませんでしょうかと問いたくなるのは私だけではなくて、多くの県民の中には、そういった気持ちを持っていると思います。

知事には、私が県議になりましてから、6度の質問、答弁をいただきました。主に地域づくりの視点からの質問でしたが、そのたびに、真摯に、県民にも分かりやすい言葉で答弁をいただきました。

今議会において知事選不出馬の表明をされた蒲島知事の思い、数々の蓄積については、今後、熊本づくりに大きく生かされていくものと確信しています。残された期間、引き続き県政課題に強力なリーダーシップを発揮されますようお願い申し上げます。質問を終わりたいと思っております。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(瀧上陽一君) 以上で通告されました一般質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

日程第2 議案等に対する質疑(第1号から第47号まで)

○議長(瀧上陽一君) 次に、日程第2、目下議題となっております議案第1号から第47号まで等に対する質疑を行います。ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

知事提出議案の上程(第48号から第56号まで)

○議長(瀧上陽一君) 次に、お諮りいたします。

知事提出議案第48号から第56号までが提出されましたので、この際、これを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(瀧上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第48号から第56号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第48号から第56号までを一括して議題といたします。

第48号 令和5年度熊本県一般会計補正予算(第6号)

第49号 令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算(第3号)

第50号 令和5年度熊本県流域下水道事業会計補正予算(第4号)

第51号 令和5年度熊本県電気事業会計補正予算(第2号)

第52号 令和5年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第1号)

第53号 令和5年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算(第1号)

第54号 令和5年度熊本県病院事業会計補正予算(第3号)

第55号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第56号 熊本県立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長(瀧上陽一君) 次に、ただいま議題といたしました議案に対する知事の説明を求めます。

知事蒲島郁夫君。

[知事蒲島郁夫君登壇]

○知事(蒲島郁夫君) 本日追加提案しました議案について御説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算は、先月29日に成立した国の令和5年度補正予算によるデフレ完全脱却のための総合経済対策などに対応するものです。

具体的には、物価高騰の影響を受けた生産者、事業者への支援、半導体関連産業の集積に伴う対策、防災・減災、国土強靱化等の推進に要する経費などを計上しています。

また、職員の給与改定等に必要な条例改正の提案とともに、給料、期末・勤勉手当等の増額に要する経費も計上しています。

これらにより、追加提案分の補正額は437億円となり、冒頭提案分と合わせた12月補正予算の総額は541億円、補正後の一般会計予算額は1兆46億円となります。

このほか、本日は、人事案件についても提案しております。

これらの議案について、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○議長(瀧上陽一君) 次に、ただいま議題といたしました議案のうち、第55号及び第56号につきましては、職員に関する条例案であり、地方公務員法第5条第2項の規定により、人事委員会の意見を聴く必要がありますので、ただいまから人事委員会の意見を求めます。

人事委員会委員長出田孝一君。

[人事委員会委員長出田孝一君登壇]

○人事委員会委員長(出田孝一君) 本議会に追加提案されました議案第55号及び議案第56号について、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、人事委員会の意見を申し述べます。

まず、議案第55号につきましては、本委員会が本年10月に議会及び知事に対して行いました職員の給与等に関する報告及び勧告の内容に沿って、地域の民間給与との均衡を図るため、給料表等の引上げ改定を行うものであり、適当であると考えます。

次に、議案第56号につきましては、令和6年4月に県立ゆうあい中学校が開校することに伴い、関係規定を整備するものであり、適当であると考えます。

○議長(瀧上陽一君) 次に、ただいま議題といたしました議案第48号から第56号までに対する質疑を行います。ただいままで通告はありません。よって質疑なしと認めます。

日程第3 知事提出議案の委員会付託(第1号から第56号まで)

○議長(瀧上陽一君) 次に、日程第3、目下議題となっております議案第1号から第47号までにつきましては、さきに配付の令和5年12月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表のとおり、議案第48号から第56号までにつきましては、さきに配付の同一一覧表(追号)のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

[各委員会別一覧表は付録に掲載]

日程第4 請願の委員会付託

○議長(瀧上陽一君) 次に、日程第4、今期定例会において受理いたしました請願は、議席に配付の請願文書表のとおりであります。

これをそれぞれ所管の常任委員会に付託して審

査することといたします。

〔請願文書表は付録に掲載〕

知事提出議案の上程(第57号)

○議長(淵上陽一君) 次に、お諮りいたします。

知事提出議案第57号が提出されましたので、この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第57号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第57号を議題といたします。

第57号 収用委員会委員の任命について

○議長(淵上陽一君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

日程第5 休会の件

○議長(淵上陽一君) 次に、日程第5、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明12日は、各特別委員会開会のため、13日から15日までは、各常任委員会開会のため、18日は、議事整理のため、それぞれ休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(淵上陽一君) 御異議なしと認めます。よ

って、明12日から15日まで及び18日は休会することに決定いたしました。

なお、16日及び17日は、県の休日のため、休会であります。

○議長(淵上陽一君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来る19日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第6号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後0時7分散会

